

## 令和7年度第5回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和7年11月26日（水）13：30～15：30

2. 場所：岐阜県庁 議会棟1階 第1会議室②

### 3. 出席委員

岐阜大学 名誉教授	篠田 成郎 委員長
岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	川村 規明生
岐阜県森林組合連合会 常務理事	神原 和義
公募 団体役員	波能 寿子
公募 無職	藤崎 真起
公募 会社員	堀 朱実

### 4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に池田委員、井手口委員、川村委員を指名。

### 5. 議事

（1）事業評価監視委員会の審議方法について

（2）再評価箇所の説明及び審議について

- 1) 広域河川改修事業「一級河川 相川」
  - 2) 河川総合開発事業「一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム」
  - 3) 大容量送水管整備事業「東部広域水道事務所内管路」
  - 4) 県営基幹農道整備事業「高鷲北部」
- （3）事後評価箇所の説明及び審議について
- 5) 県営経営体育成基盤整備事業「栗原」
  - 6) 地方創生道整備推進交付金事業「白尾～鷺見」

## 6. 議事要旨

### (1) 事業評価監視委員会の審議方法について

#### 【審議】

篠田委員長	<p>前回の事業評価監視委員会で話題に上がった「事業を進める上での課題」について、事務局と協議しながら対応を検討した結果を報告させていただく。</p> <p>公共事業を進める際には、事業用地等に関する所有者の事情や思惑により、予定通り進まない場合がある。</p> <p>このような場合、事業者である県は各所有者の実情を踏まえ、時間をかけ丁寧に説明し承諾を得ることで、社会全体のために協力いただいている実態がある。</p> <p>こうした中、当委員会の事業評価資料に、事業者である県が「事業用地の確保の遅れが課題」と記載し公表することは、「すでに事業にご協力いただいている方」、「それぞれの事情に応じて、時間をかけて丁寧に交渉を継続している方」など、様々な形で協力をいただいている関係者への配慮に欠ける懸念がある。</p> <p>一方で、公共事業は社会全体の利益やリスクを考慮し、可能な限り早期に進めるべきものであり、貴重な税金を効率的に使うことは当然である。</p> <p>その観点から、事業評価監視委員会としては、中立な立場で事業の遅れなどについて質疑を行うことが重要であり、委員会での検討や議論の中で事業の課題を確認することは必要である。</p> <p>また、こうした議論は議事録として公開され、陪席する報道関係者を通じて社会に伝えられることも可能となる。</p> <p>そのため県の説明資料には事業の課題を記載することを必須とせず、委員が必要に応じて発言・質問・指摘することで課題を議論していく方針でよろしいか。</p>
池田委員	事務局との間で協議された結果を受けての方針であれば、異議なし。
井手口委員	異議なし。
川村委員	異議なし。
神原委員	異議なし。
波能委員	異議なし。
藤寄委員	異議なし。
堀委員	異議なし。
沢田副委員	問題ないと思うが、言えない課題もあることを認識しつつ、事業を進めていくということか。
篠田委員長	課題にも種類があり、社会経済情勢の変化や災害発生に伴う課題の資料への記載は差し支えないと思うが、事業用地等関係者の事情に配慮すべき事項は記載しないほうが適切である。課題のすべてを記載しないというわ

	けではなく、県の立場として公表するのに適さない課題のみに限定する。
【審議結果】	事業の課題については、説明資料への記載を必須とせず、委員が必要に応じて質疑を通じて確認することを基本とする。

## (2) 再評価箇所の説明及び審議について

### 1) 広域河川改修事業 [事業主体: 岐阜県]

「一級河川 相川」

説明者: 河川課 池田課長

【審議】	
沢田副委員長	事業内容の橋梁の架け替えは河川事業にあたるのか。
説明者	河川工事の一環で横断工作物が支障となり、改築が必要となる場合がある。JR橋梁についても、川幅の拡幅のために改築が必要となつたため、JR橋梁の架け替えも河川事業となっている。
沢田副委員長	(資料P13・事業の効果) 昭和31年時点から事業の進捗を加味し、現況の浸水面積はどうなっているのか。
説明者	現況の浸水想定区域や被害の程度などの情報は、市町村が作成しているハザードマップにて公表されている。 なお、ハザードマップは想定最大規模の雨により想定される浸水面積であるため、今回示している1/50年規模の出水により想定される浸水範囲と一概に比較するのは困難。
篠田委員長	シミュレーションにより現時点の浸水面積を示すことは可能であると思うが、整備状況が刻一刻と変化しているため、事業進捗のたびに示すことは難しいと思われる。

【審議結果】事業主体の対応方針(案)「継続」を了承する。

### 2) 河川総合開発事業 [事業主体: 岐阜県]

「一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム」

説明者: 河川課 池田課長

【審議】	
川村委員	洪水規模の50年に1度や100年に1度はどのような基準で設定しているのか。 また、事業費の増額内訳にある「将来の不確実性への対応」のリスク対策費は何に基づいて算出されているのか。相川にはこの要素は含まれているのか。
説明者	河川整備の目標については、河川整備の最終目標水準とその目標の達成に向けた段階的な目標水準2つの設定水準がある。今回示している相川の

	<p>目標水準は後者で、段階的に令和 20 年度までに 1/50 年の目標を達成する事業内容を定めている。一方、内ヶ谷ダムの目標水準は、前者の目標水準として 100 年に 1 度と設定している。</p> <p>なお、これらの目標水準は県内で統一的に設定しているものではなく、現況の整備状況、上下流バランス、改修区間内のボトルネックの状況、資産の被害ポテンシャル等を総合的に考慮して定めている。</p> <p>リスク対策費はダム建設に関するもので、相川には計上していない。ダム事業は長期にわたるため、予測困難な変動要素が残るという考え方のもと、国で先行導入されているため、これに準じて計上した。</p>
沢田副委員長	増額内訳の説明文に「不測の事態」と記載するのは避けたほうが良いと思う。予想される不確実なリスクに対応するというのなら理解できるが、何が起こるか分からなから事業費を確保するという表現は適切なのか。
説明者	これまでダム事業の整備を進めてきたなかで、事業費には予測困難な変動要素があるため、「不測の事態」と記載した。
沢田副委員長	公式の書面として残るので、文言は変えたほうが良いと思う。
波能委員	資料 P30 にある「想定していない事象」とは地すべりのことか。
説明者	そのとおり。
波能委員	現在気候変動による豪雨が各地で頻発しているが、土砂や山の状態などはある程度予測できないのか。
説明者	今回の追加対策は将来や現在顕在化している気候変動に対応するものではなく、想定していたすべり面よりも深い位置で変位が確認されたため、検討の結果、追加の対策が必要となったものである。

【審議結果】軽微な文言を修正し、事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

### 3) 大容量送水管整備事業〔事業主体：岐阜県〕

「東部広域水道事務所内管路」

説明者：水道企業課 陶川課長

#### 【審議】

神原委員	材質は何を使用しているのか。
説明者	既設の送水管はダクタイル鋳鉄管と鋼管で、新設はほぼダクタイル鋳鉄管になる。
神原委員	それにより、耐用年数は長くなっているのか。
説明者	国が定める法定耐用年数は 40 年と変わっていない。 なお、メーカーや協会によれば品質が改善されており、状態が良ければ 100 年持つと言われる製品もある。
神原委員	漏水による事故の危険性が高い箇所はあるのか。
説明者	管路の中でも漏水の多い箇所とほとんどない箇所があるため、優先順位

	をつけて整備している。鋼管の管路が鉄道と並走する場合、電気が地中を伝い水道管が腐食するケースもある。
波能委員	迂回路を作るということは管のルートが変わったということか。
説明者	そのとおり。
波能委員	既設の管はそのままなのか。
説明者	既設の管は残し、新設の管を敷設することで複線化を行う。古い管も大切な資産であり、内面から点検を行い状態の良いものは継続使用する。
沢田副委員長	管口径を小さくすることによるデメリットは無いのか。
説明者	人が管に入ることができる口径が 80cm までとなり、それより小さいものについては点検ができなくなる。内面から必要な補修ができない管については、更新で対応するのが総合的に適切と考えている。
篠田委員長	管径を小さくした場合、貯留できる水量が減少すると思われるが、問題ないのか。 また、応急給水は何日間可能なのか。
説明者	国では災害時に 1 人当たり約 2000ℓ の水が必要という考え方があるため、これに準じて貯留量を確保している。管径が小さくなると貯留量は減少するが、延長を伸ばすことで必要量を確保している。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

#### 4) 県営基幹農道整備事業〔事業主体：岐阜県〕

「高鷲北部」

説明者：農地整備課 沢名技術指導監

#### 【審議】

川村委員	計画時と比較して受益面積や関係人口の変化は把握しているか。 農村の振興に関する効果が 5 割を占めているが、利用者等のことを考え検討されているのか。
説明者	人口に関するデータは持ち合わせていないが、受益面積は当初と比較し大きな変動はない。 農村の振興に関する効果は一般交通のほかに間伐材の搬出入など林業に関する効果も含まれている。
篠田委員長	林業に関する効果は資料のどこに記載があるのか。
説明者	費用対効果分析の参考資料に記載されている。
篠田委員長	本資料に記載が無ければ分からぬ。
沢田副委員長	資料 P8 で輸送ルートの起点が異なっているが、比較は妥当なのか。
説明者	同じ起点で加重平均による計算を実施している。
篠田委員長	起点が同じなら、資料も同じように記載すべき。
川村委員	輸送時間 8 分の短縮は相応の効果があるとみて良いか。

説明者	8分は距離的に最も短縮できる効果の一例であり、他にも堆肥処理施設への時間短縮効果がある。
篠田委員長	そもそも西洞地区の該当箇所がどのくらいの面積で、年間どのくらい農業総生産額を持っているのか。地域振興や農業生産への貢献について資料や説明が不足している。
説明者	西洞地区だけではなく、その他の着色部分も受益地に含まれる。また、資料から見切れているが、158号線の下部にもライスセンターがある。
篠田委員長	資料に記載が無く、口頭説明のみでは委員会として正当な評価ができない。 資料の作り直しと併せて、継続審議が必要と思われるが、他の委員はどうか。
沢田副委員長	資料を作り直すべきだと思う。 資料に無い部分の説明が費用対効果の計算に含まれていないのではないかという懸念もある。
篠田委員長	今回の審議では委員会として結論を出せないため、正当に評価できる資料を整えて、改めて審議が必要である。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）について、審議可能な資料を提示し、継続審議を要する。

### （3）事後評価箇所の説明及び審議について

#### 5) 県営経営体育成基盤整備事業〔事業主体：岐阜県〕

「栗原」

説明者：農地整備課　沓名技術指導監

【審議】	
沢田副委員長	事業効果に対して、投資効率が低いように思える。
説明者	整備による大きな効果は得られたが、評価基準年の変更により現在価値化した事業費が増加したため、当初と大きく変わらない効率率となった。
沢田副委員長	資料P8の図で「Aさん」「Bさん」の土地が広くなっているが、所有者が変わったのか。
説明者	所有者は変わらない。 集約化により担い手の「Aさん」「Bさん」が耕作する土地というイメージである。
沢田副委員長	法人化により耕作する人が減ったのであれば、担い手も減ったというとか。
説明者	耕作者の人数が減少している現状において、本事業の整備により大規模営農が可能な担い手を確保できた。
波能委員	事業効果の「維持管理費節減効果」とは何か。
説明者	農道や水路など土地改良施設の維持管理に係る節減効果になるが、整備

	により土地改良施設が増えるため、維持管理費が増となり、マイナス効果となっている。
篠田委員長	<p>アンケートの選択肢に悪くなった反対側の選択肢が無いため、今後取り方を検討すること。</p> <p>また改善措置の必要性について、事業結果によるマイナス意見もあるため、県の事業として今後の対応を丁寧に記載すること。</p>

【審議結果】軽微な文言を修正し、事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

#### 6) 地方創生道整備推進交付金事業〔事業主体：岐阜県〕

「白尾～鶴見」

説明者：森林経営課 石田課長

#### 【審議】

沢田副委員長	資料 P8 の括弧書きの蓄積とは何か。
説明者	木材の材積、ボリュームを表している。
神原委員	豪雨や落石等があった際、林道の維持管理は市町村が行うのか。
説明者	代行事業として県が開設した後、市町村が維持管理を行う。ほかにも林道を利用する事業者が市町村と協力して維持管理を行う場合がある。豪雨による大きな災害があった際は、国の災害復旧事業を活用し、復旧していく。
沢田副委員長	今後の事業評価の必要性に「今の段階では」とあるが、今後の事業評価の必要がないのであれば、修正したほうが良いのではないか。
説明者	資料を修正する。

【審議結果】軽微な文言を修正し、事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

(以上)